

つくば市 バリアフリー マスタープラン 【ポイント】

令和6年(2024年)3月



つくば市バリアフリーマスタープラン

第1章 バリアフリー法に規定された「バリアフリーマスタープラン」は、**市域全体のバリアフリーに関する方針等**を示す計画であり、策定によって市民・行政・学校・研究機関・事業者・関係団体といった**様々な関係者間でその認識が共有**され、誰もが暮らしやすいまちづくりが推進される。

第2章 基礎調査

策定作業の各段階で、市民、福祉団体、有識者、交通事業者、行政機関等で構成された「つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会」において協議を実施。

- 具体的な計画を練り上げる**前段階で実施**。
- 市民アンケートによる統計的な分析や、各関係団体へのヒアリング調査により顕在化した具体的な困りごと等を把握した上で、実際に街中を歩いてバリアフリーの現状を点検。

市民アンケート

R4. 11~12
実施

調査対象：

15歳（高校生）以上の男女3,100人
有効回答数1,039（33.5%）

主な設問：

- ・ 普段の外出状況
（頻度、目的、交通手段 など）
- ・ バリアフリーに関する意識
（各施設のバリアフリー、心のバリアフリー など）

主な結果（概要）

- 「バリアフリーのまちづくりのために必要なこと」の設問では、段差の解消や歩道の整備といった**ハード面の整備**を挙げる市民が最多。一方で、「**教育**」が最も重要と回答した市民は、ハード面の整備に次いで多かった。
- 「心のバリアフリー」の意味を知っていると答えた市民は、全年代において50%を下回った。
- 観光施設については約80%、運動施設については約70%の市民がバリアフリーを感じていない。

ヒアリング調査

R4. 11~12実施

調査対象：

肢体・身体障害者団体、視覚障害者団体、聴覚障害者団体、知的障害者支援団体、高齢者団体、子育て支援団体

調査事項：

- ・ 普段の徒歩等による移動や各交通手段（鉄道・バス・タクシー）を利用する際の困りごと
- ・ 心のバリアフリーに対する考え
- ・ 市内のバリアフリー対策への考え など

主な意見（概要）

- 車いす使用者は**歩道における傾斜**に影響を受けやすく、また、視覚障害者は**点字ブロックの汚損**で円滑な移動が損なわれたり、歩道の改修等によって**点字ブロックの直線的な導線**が保たれない場合がある。
- バス車内のIC読取機が片側にしかなく、さらには車両によって取付位置が異なるため、視覚障害者は利用が困難。
- 「心のバリアフリー」を育むには、障害者や高齢者といった**多様な方々と関わり合う**ことによって、心理的障壁を取り除くことが大切。
- 市の施設においても**順次バリアフリー化の対応を進め、特に新設する場合は、設計段階から障害者団体等の意見を取り入れた**ほうがよい。

まち歩き点検

R5. 2実施

対象地区：

- ・ つくば駅周辺地区（3ルート）
- ・ 研究学園駅周辺地区（2ルート）
- ・ 大曾根・筑穂地区（2ルート）
- ・ 天久保地区（2ルート）

参加者：

策定協議会委員、車いす利用者、視覚障害者（全盲・弱視）、聴覚障害者、介助者 など 延べ67名が参加



主な結果（概要）

- 「ペDESTリアンデッキ上の点字ブロックが商業施設の入口とつながっていない。」「スロープの勾配が急である場合、車いすで下るのは難しく、かつ恐怖を感じる。」など、**歩道等の移動経路に関して多くの具体的な指摘**。
- 「交流センター内にエレベーターがない。」など、**市の施設に関して多くの具体的な指摘**。

- 市民・行政・学校・研究機関・事業者・関係団体などの様々な関係者がしっかりとつながることで、初めて一体的なバリアフリー化が実現できる。
- SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という想いを持って、誰もが安心して自分らしく生活できる、持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進める。

<基礎調査から見た課題>

徒歩等による移動及び公共交通に関する課題

- ・ 段差解消や歩道整備へのニーズ【アンケート】
- ・ 点字ブロックの必要性や公共交通への意見【ヒアリング】
- ・ 車いすユーザーが利用しやすいスロープの勾配【まち歩き点検】

ソフト面（心のバリアフリー）に関する課題

- ・ 「心のバリアフリー」の浸透不足【アンケート】
- ・ 市民間の相互理解の重要性【ヒアリング】
- ・ ハード整備を補完する「心のバリアフリー」【まち歩き点検】

市の施設に関する課題

- ・ 観光・運動施設におけるバリアフリー化の不足感【アンケート】
- ・ 施設整備時における当事者意見の必要性【ヒアリング】
- ・ エレベーターのない公共施設【まち歩き点検】

基本方針

「誰もが移動しやすいまち」の実現に向けた整備・改良

- 誰もが移動しやすいまちを目指す。
- 歩道の段差や傾斜の解消及び効果的な点字ブロックやわかりやすい案内看板の設置を進める。
- 切れ目のない保守管理を実施。
- 施設間における移動の連続性を考慮。
- 新技術や先進事例を取り入れることを検討。
- 交通事業者と連携しながら利便性の向上に取り組む。

「心のバリアフリー」を育む環境づくり

- 高齢者や障害者などの様々な市民がお互いを理解できる環境を創造。
- 心のバリアフリーを育む取り組みを進める。
- 様々な市民による交流を後押し。

公共施設におけるバリアフリー化

- 新たな施設はもとより、既存の施設においてもバリアフリー化を進める。
- 施設内における合理的配慮の手法も検討。
- 様々な関係者と連携し、すべての人が使いやすい施設を目指す。

関連施策

- ・ バリアフリーマップ等を活用した移動等円滑化の促進
 - ・ つくばの玄関口のおもてなし機能向上
 - ・ 歩道の改修時における改善策の検討
 - ・ 駅前広場におけるバリアフリー化の推進
 - ・ 歩道における継続的な維持・補修の実施
 - ・ 新技術を用いた移動の連続性の確保
 - ・ 合理的配慮支援事業による民間事業所のバリアフリー化の推進
- など

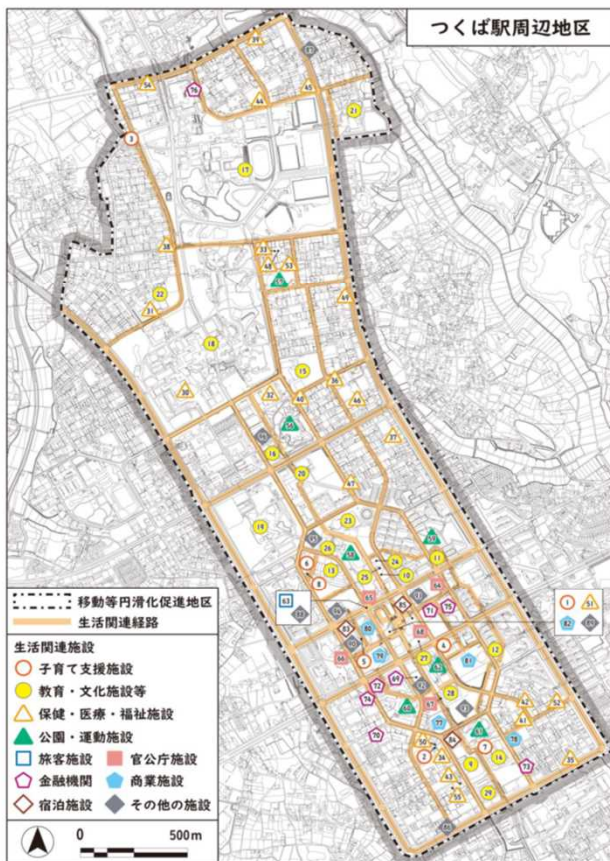
- ・ ユニバーサルデザインの理念の浸透
 - ・ 障害者差別の解消に向けた関係者間の協議の促進
 - ・ 「心のバリアフリー」を育む学校教育の推進
 - ・ 本人・家族・地域が一体となった認知症バリアフリーの推進
 - ・ 日本人と外国人が共生できる環境づくりの推進
- など

- ・ 公共施設におけるバリアフリー化の推進
- ・ 職員研修による理解向上・意識啓発の推進
- ・ 障害者差別解消法の理念の啓発・周知
- ・ 窓口等における新技術の活用
- ・ サインガイドラインによる統一的な案内サインの活用

第4章 移動等円滑化促進地区

- まち歩き点検は、バリアフリー法に即した客観的な指標を用い、候補地区から**多様な特性を持つ地区を選定**し実施。
- 選定された全地区において**一定のバリアフリー化の必要性**が明らかになったことを踏まえ、**移動等円滑化促進地区に設定**。
(4地区のうち2地区を統合し、3地区として設定。)
- 設定した地区を多様な特性を持つモデル地区と捉え、将来的に**類似する地区へ波及させる可能性**も。

つくば駅周辺地区



- つくば市の玄関口であり、重要な交通結節点。
- ヒアリング調査では、**バリアフリー化の必要性**について多くの団体から指摘。
- つくば駅前からの路線バスやペDESTリアンデッキによる**移動の連続性がみられる天久保地区**等を一体と捉えることで、視覚・聴覚障害者が在籍する**筑波技術大学**を包含。

研究学園駅周辺地区



- 大型店や市役所が立地し、市民アンケートにおける**利用者数はつくば駅周辺よりも多い**。
- 鉄道駅を中心とした市街地である**万博記念公園駅やみどりの駅周辺へ波及**の可能性。

大曾根・筑穂地区



- つくばバス乗降者数が**つくば駅に次いで多い**。
- 歴史ある市街地も含めることで、市域の多くを占める**鉄道駅のない市街地へ波及**の可能性。

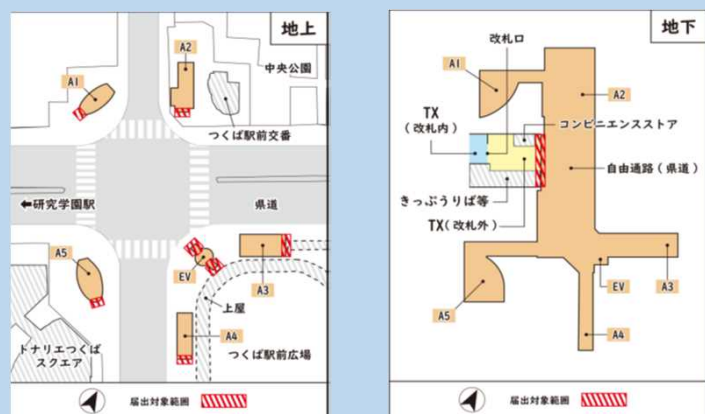
届出制度

※第4章関連

移動等円滑化促進地区における旅客施設や道路の改良等で、他施設と接する部分の構造を変更等する際に市へ届ける制度。

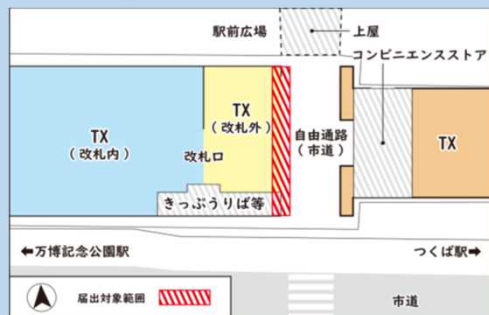
- バリアフリー法の趣旨に則り、つくば駅・研究学園駅において対象範囲を指定。
- 制度の対象外であっても、各事業者等と十分に連携することで施設間の移動の連続性を確保。

<届出制度の対象範囲>



▲つくば駅（地上階）

▲つくば駅（地下階）



▲研究学園駅

第6章 評価・見直し

- 継続的なバリアフリー化を推進すべくPDCAサイクルで評価・見直し。
- 評価・見直しにあたっては、新たな体制を構築予定。

第5章 心のバリアフリー

- 心のバリアフリーの推進に当たり、**行政・事業者・市民の役割**を明記。

それぞれの役割を果たしながら一体的に推進

行政：多様な関係者と協力しながら、広報活動、啓発活動、教育活動等を推進し、市民一人ひとりの関心と理解を向上させる。

事業者：社員教育を推進し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、高齢者や障害者などの多様なニーズに応える商品やサービスの提供に努める。

市民：一人ひとりがバリアフリーへの関心を深め、多様な他者とコミュニケーションを取りながら、お互いが相手を理解し尊重することができる環境づくりを推進する。

- サインやシンボルマークの持つ意味やバリアフリー施設・設備への理解の必要性を明記。



義足等を使用する方、内部障害や難病の方、知的障害や精神・発達障害の方、妊娠初期の方等における配慮の必要性を周囲に知らせる

ヘルプマーク▶



▲耳マーク

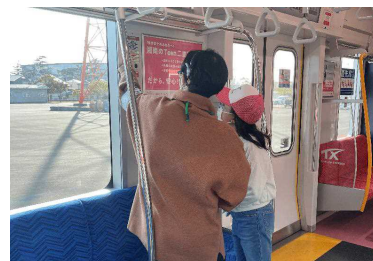
聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表す

▼国による啓発ポスター



国では、鉄道やバスの座席の利用について真に必要な方が優先的に使用できるように、ポスターを作成し広報啓発を実施

- 各関係者における**具体的な取り組み事例も明記**することで、バリアフリー化推進の機運を醸成。



TXの車両を利用したゲーム感覚でユニバーサルデザインを学ぶ取り組み



筑波技術大学の協力の下、疑似体験等で市職員の意識を高める取り組み